

令和5年第3回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和5年5月12日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 選挙第 1号 羽幌町議会議長選挙について
- 第 5 会期の決定
- 第 6 選挙第 2号 羽幌町議会副議長選挙について
- 第 7 決定第 1号 議席の指定
- 第 8 選任第 1号 羽幌町議会常任委員会委員の選任について
- 第 9 選任第 2号 羽幌町議会運営委員会委員の選任について
- 第10 選挙第 3号 羽幌町外2町村衛生施設組合議会の議員選挙について
- 第11 選挙第 4号 北留萌消防組合議会の議員選挙について
- 第12 同意第 3号 羽幌町監査委員の選任について
- 第13 承認第 1号 専決処分の承認について
「羽幌町税条例の一部を改正する条例」
- 第14 承認第 2号 専決処分の承認について
「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」
- 第15 承認第 3号 専決処分の承認について
「羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」
- 第16 承認第 4号 専決処分の承認について
「令和5年度羽幌町一般会計補正予算」（第1号）
- 第17 議案第27号 令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）
- 第18 発議第 5号 医療問題調査研究特別委員会の設置並びに委員の選任について
- 第19 発議第 6号 議員の派遣について
- 第20 発議第 7号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○追加日程

- 第 1 森淳君の議員辞職の件

○出席議員（10名）

1番 佐藤 満 君	3番 阿部 和也 君
4番 逢坂 照雄 君	5番 村上 雄也 君
6番 小寺 光一 君	7番 磯野 直 君

8番 舟見俊明君
10番 平山美知子君

9番 工藤正幸君
11番 村田定人君

○欠席議員（1名）

2番 森 淳君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長職務代理者 （副町長）	鈴木典生君
教 育 長	山口芳徳君
監 査 委 員	熊木良美君
農業委員会会長	入江雄治君
会 計 管 理 者	豊島明彦君
総 務 課 長	敦賀哲也君
地 域 振 興 課 長	清水聡志君
財 務 課 長	大平良治君
財 務 課 主 幹	熊谷裕治君
町 民 課 長	宮崎寧大君
福 祉 課 社会福祉係長	藤井延佳君
福祉課子ども係長	村上 達君
健康支援課長	金子伸二君
建設課主任技師	石川隆一君
建設課主任技師	笹浪 満君
上下水道課長	棟方富輝君
農林水産課長	伊藤雅紀君
商工観光課長	鈴木 繁君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君
社会教育課長 兼公民館長	飯作昌巳君
監 査 室 長	三上敏文君
農 業 委 員 会 事務局長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会 事務局長	敦賀哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	渡 辺 博 樹 君
総務係長	嶋 元 貴 史 君
書 記	逢 坂 信 吾 君
書 記	佐 藤 諒 輔 君

○臨時議長（平山美知子君） ただいま紹介されました平山美知子です。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

◎町長職務代理者挨拶

○臨時議長（平山美知子君） 町長職務代理者から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長職務代理者、副町長、鈴木典生君。

○町長職務代理者（鈴木典生君） 令和5年第3回羽幌町議会臨時会の招集に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、去る4月23日に執行されました羽幌町議会議員選挙において町民の皆様の絶大なるご信頼とご負託をお受けし、ご当選の栄に浴されましたことを心からお祝いを申し上げます。

次に、私ごとでございますが、駒井町長の急逝に伴いまして、去る4月19日から町長職務代理者としての職務を務めさせていただいているところでございますが、議員の皆様方の格別のご指導、ご鞭撻によりこれまでのところ大過なく町政を進めることができおりますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

今月23日に告示、28日に投開票が予定されております町長選挙におきまして、新町長が選挙されるまでの間、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、駒井町長におかれましては、志半ばで町政から離れることとなり、そのお気持ちを察すると悔しさもあつたと思います。謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

さて、本臨時議会は、議会議長の選出をはじめ、新しい議会構成が主題でございますが、町側よりご提案申し上げますのは、専決処分の承認4件、議案として令和5年度補正予算案1件、同意として監査委員の選任1件の計6件でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶といたします。

○臨時議長（平山美知子君） 次に、町長部局並びに各機関の課長以上のご紹介をお願いいたします。

○町長職務代理者（鈴木典生君） それでは、私から執行機関の各委員会等の長のほか、各部局の課長及び事務局長等をご紹介します。

最初に、私でございますが、副町長の鈴木典生でございます。昨年12月に就任し、現在に至っております。大変厳しい時代でもあり、多くの課題を抱えておりますが、職員共々鋭意解決に向けて努力してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、教育長をご紹介します。

○教育長（山口芳徳君） 教育長の山口芳徳でございます。どうぞよろしくお願いいたし

ます。

本日は、初議会、誠におめでとうございます。今後におきましても、教育行政につきましても特段のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○町長職務代理者（鈴木典生君） 次に、代表監査委員をご紹介します。

○代表監査委員（熊木良美君） 代表監査委員の熊木です。どうかよろしくお願いいたします。

○町長職務代理者（鈴木典生君） 次に、農業委員会会長をご紹介します。

○農業委員会会長（入江雄治君） おはようございます。農業委員会会長の入江雄治です。よろしくお願いいたします。

○町長職務代理者（鈴木典生君） 次に、町長部局の課長及び主任技師でございます。初めに、会計管理者を紹介いたします。

○会計管理者（豊島明彦君） 会計管理者の豊島です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長職務代理者（鈴木典生君） 次に、総務課長を紹介いたします。

○総務課長（敦賀哲也君） 総務課長の敦賀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長職務代理者（鈴木典生君） 次に、財務課長を紹介いたします。

○財務課長（大平良治君） 財務課長の太田です。よろしくお願いいたします。

○町長職務代理者（鈴木典生君） 次に、地域振興課長を紹介いたします。

○地域振興課長（清水聡志君） おはようございます。地域振興課長の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長職務代理者（鈴木典生君） 次に、健康支援課長を紹介いたします。

○健康支援課長（金子伸二君） 健康支援課の金子です。よろしくお願いいたします。

○町長職務代理者（鈴木典生君） 次に、町民課長を紹介いたします。

○町民課長（宮崎寧大君） 町民課長の宮崎です。よろしくお願いいたします。

○町長職務代理者（鈴木典生君） 次に、農林水産課長を紹介いたします。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） おはようございます。農林水産課長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長職務代理者（鈴木典生君） 次に、商工観光課長を紹介いたします。

○商工観光課長（鈴木 繁君） 商工観光課長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○町長職務代理者（鈴木典生君） 次に、建設課の主任技師を紹介いたします。初めに、土木港湾担当の笹浪主任技師。

○建設課主任技師（笹浪 満君） 建設課主任技師の笹浪です。よろしくお願いいたします。

○町長職務代理者（鈴木典生君） 続いて、建築担当の石川主任技師。

○建設課主任技師（石川隆一君） 建設課で主任技師をやっています。主に建築物担当しています石川です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長職務代理人（鈴木典生君） 次に、上下水道課長を紹介いたします。

○上下水道課長（棟方富輝君） 上下水道課長の棟方でございます。よろしくお願いいたします。

○町長職務代理人（鈴木典生君） 続いて、農業委員会及び選挙管理委員会の部局につきましてはそれぞれ農業委員会事務局長は農林水産課長、選挙管理委員会事務局長は総務課長が兼ねておりますので、紹介を省略させていただきます。

次に、教育委員会部局でございます。最初に、学校管理課長を紹介いたします。

○学校管理課長（酒井峰高君） おはようございます。学校管理課長兼学校給食センター所長であります酒井峰高と申します。よろしくお願いいたします。

○町長職務代理人（鈴木典生君） 次に、社会教育課長を紹介いたします。

○社会教育課長（飯作昌巳君） 社会教育課長兼公民館長の飯作昌巳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長職務代理人（鈴木典生君） 次に、監査委員監査室長を紹介いたします。

○監査室長（三上敏文君） おはようございます。監査室長の三上でございます。よろしくお願いいたします。

○町長職務代理人（鈴木典生君） 最後に、都合により欠席をしております職員につきまして、私から氏名のみ紹介させていただきます。福祉課長、高橋伸、建設課長、木村和美、天売支所長、門間憲一、焼尻支所長、佐々木慎也。

以上でございます。

◎開会の宣告

○臨時議長（平山美知子君） ただいまから令和5年第3回羽幌町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時12分）

◎開議の宣告

○臨時議長（平山美知子君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（平山美知子君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

会議規則第4条の規定により、臨時議長が指定することとなっております。年齢の若い順に議席を指定しております。したがって、仮議席は、ただいま着席の議席を指定します。

◎会議録署名議員の指名

○臨時議長（平山美知子君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、臨時議長において
1番 村上雄也君 2番 阿部和也君
を指名いたします。

◎諸般の報告

○臨時議長（平山美知子君） 日程第3、諸般の報告を行います。
本日の欠席届出は8番、森淳君であります。

◎選挙第1号

○臨時議長（平山美知子君） 日程第4、選挙第1号 羽幌町議会議長選挙を行います。
選挙は、投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（平山美知子君） ただいまの出席議員は10名です。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条の規定により、立会人に3番、小寺光一君、4番、村田定人君を指名
いたします。
投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○臨時議長（平山美知子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○臨時議長（平山美知子君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（平山美知子君） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。
投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票
願います。
点呼を命じます。
事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

（投票）

○臨時議長（平山美知子君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○臨時議長（平山美知子君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。

3番、小寺光一君、4番、村田定人君、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○臨時議長（平山美知子君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票10票 無効投票ゼロ票

有効投票中

村田定人君10票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、村田定人君が議長に当選されました。

出入口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（平山美知子君） ただいま議長に当選されました村田定人君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

議長に当選されました村田定人君より発言の申出がありますので、これを許します。

○議長（村田定人君） 議長就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま栄えある第24代の羽幌町議会議長にご選任をいただき、心より感謝申し上げます。私にとりまして身に余る光栄に存じますとともに、その重責の重さに身の引き締まる思いであります。さて、世界的に猛威を振るっていた新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行しましたが、町民の生活をはじめ経済活動などに今日まで大きな影響を与えました。終息の兆しが見えてきた今、議会に求められていることは新型コロナウイルス感染症で痛み切った町の日常を取り戻し、活気ある町にすることです。議会議員も町民の代表であり、直接選挙で選出された二元代表制を担う立場です。町政としっかりとした議論を重ね、当町が活力と魅力にあふれ、安全で住みやすい町にしていくことが町民皆様の願いであると確信をして、その負託に応えるべく邁進する所存でございます。大変な時期は続きますが、皆様方のお力添えをいただきながら、当町の発展のために円滑な議会運営に努め、様々な課題に対し敏速かつ的確に対応できるよう力を尽くしてまいります。

どうぞ今後とも町民の皆様、町執行部の皆様、議員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。議長就任の挨拶といたします。

○臨時議長（平山美知子君） これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

村田議長、議長席にお着き願います。

(議長交代)

◎会期の決定

○議長（村田定人君） 日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎選挙第2号

○議長（村田定人君） 日程第6、選挙第2号 羽幌町議会副議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（村田定人君） ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に5番、佐藤満君、6番、工藤正幸君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（村田定人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（村田定人君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

（投票）

○議長（村田定人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

5番、佐藤満君、6番、工藤正幸君、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（村田定人君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 10 票 無効投票ゼロ票

有効投票中

平山美知子君 10 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって、平山美知子君が副議長に当選されました。

出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（村田定人君） ただいま副議長に当選されました平山美知子君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

副議長に当選されました平山美知子君より発言の申出がありますので、これを許します。

○副議長（平山美知子君） ただいま皆様から副議長に選任していただき、心から感謝申し上げます。就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

昨今は新型コロナウイルス感染症の影響により議会活動等に行動制限がありましたが、今後は行動制限のない日常生活に戻っていくものと考えます。少子高齢化、人口減少が進んでおります羽幌町は、町民の安全、安心を支える医療、福祉対策、あるいは地域活性化対策等、懸案事項が山積していると考えます。山積する課題解決に向け、町民の代表として何が最適であるかを念頭に置きながら、議員一同が一つになり町民の皆様の多様な意見を反映できるよう町民、議会、町が密接に連携し、基幹産業の振興、発展、地域活性化、そして何よりも町民の皆様が不安なく安心、安全で住みよいまちづくりを目指していかなければならないと思っております。

私は微力ではございますが、議長方針の下に議長を補佐し、町民の皆様が幸せに安心して暮らすための目的に向かって議員一丸となり行動し、町民皆様のご期待に応えられる議会を目指し、副議長としての務めを果たしてまいりますので、皆様今後ともよろしく願いたします。

◎決定第 1 号

○議長（村田定人君） 日程第 7、決定第 1 号 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により議長において指定いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 36 分

再開 午前 10 時 42 分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員諸君の議席番号を事務局長より朗読させます。

事務局長、渡辺博樹君。

○議会事務局長（渡辺博樹君） それでは、申し上げます。

議席番号1番、佐藤議員、2番、森議員、3番、阿部議員、4番、逢坂議員、5番、村上議員、6番、小寺議員、7番、磯野議員、8番、舟見議員、9番、工藤議員、10番、平山副議長、11番、村田議長。

以上です。

○議長（村田定人君） ただいま事務局長朗読のとおり議席を指定いたします。議席が決まりましたので、それぞれの指定の議席にお着き願います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎選任第1号

○議長（村田定人君） 日程第8、選任第1号 羽幌町議会常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第5条の規定によって、総務産業常任委員に6番、小寺光一君、9番、工藤正幸君、2番、森淳君、4番、逢坂照雄君、1番、佐藤満君、11番、村田定人君、以上6人を、文教厚生常任委員に3番、阿部和也君、7番、磯野直君、10番、平山美知子君、8番、舟見俊明君、5番、村上雄也君、以上5人を、広報広聴常任委員に9番、工藤正幸君、8番、舟見俊明君、3番、阿部和也君、1番、佐藤満君、5番、村上雄也君、以上5人をそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり常任委員に選任することに決定いたしました。

ただいま常任委員の選任において私が総務産業常任委員に選任されましたが、常任委員を辞退いたしたいと思いますので、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、副議長と交代いたします。

（議長 村田定人君 退場）

（議長交代）

○副議長（平山美知子君） お諮りいたします。

ただいま総務産業常任委員に選任されました議長から常任委員を辞退したい旨の申出がありました。議長は、その職務上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、1個の委員会に委員として所属することは適当でなく、また行政実例でも議長については辞退を認めているところでもあり、今般の総務産業常任委員を辞退したいとするものであります。辞退の申出について許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(平山美知子君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務産業常任委員の辞退については許可することに決定しました。議長と交代します。

(議長 村田定人君 入場)

(議長交代)

○議長(村田定人君) それでは、休憩を取りたいと思いますが、その間に各常任委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。なお、決定次第会議を再開しますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

○議長(村田定人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元に参りましたので、報告します。

総務産業常任委員会委員長に6番、小寺光一君、副委員長に9番、工藤正幸君、文教厚生常任委員会委員長に3番、阿部和也君、副委員長に7番、磯野直君、広報広聴常任委員会委員長に9番、工藤正幸君、副委員長に8番、舟見俊明君、以上のとおり互選された旨報告がありました。

◎選任第2号

○議長(村田定人君) 日程第9、選任第2号 羽幌町議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条の規定によって、7番、磯野直君、10番、平山美知子君、2番、森淳君、6番、小寺光一君、3番、阿部和也君、9番、工藤正幸君、以上6人をそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員に選任することに決定しました。
暫時休憩します。この間に議会運営委員会を開き、委員長、副委員長の互選をお願いします。
なお、決定次第会議を再開します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時03分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会の委員長、副委員長の互選の結果報告が手元に参りましたので、
報告します。

委員長に7番、磯野直君、副委員長に10番、平山美知子君であります。

◎選挙第3号

○議長（村田定人君） 日程第10、選挙第3号 羽幌町外2町村衛生施設組合議会の議員選挙を行います。

お諮りします。この選挙の方法は指名推選にいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

羽幌町外2町村衛生施設組合議会議員に3番、阿部和也君、8番、舟見俊明君、9番、
工藤正幸君、1番、佐藤満君を指名します。

ただいま羽幌町外2町村衛生施設組合議会議員に指名した4名を当選人とすることにご
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました3番、阿部和也君、8番、舟見俊明君、9番、
工藤正幸君、1番、佐藤満君が当選されました。

ただいま羽幌町外2町村衛生施設組合議会議員に当選されました3番、阿部和也君、8
番、舟見俊明君、9番、工藤正幸君、1番、佐藤満君が議場におられますので、本席から
会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎選挙第4号

○議長（村田定人君） 日程第11、選挙第4号 北留萌消防組合議会の議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は指名推選にいたしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

北留萌消防組合議会議員に6番、小寺光一君、5番、村上雄也君を指名します。

ただいま北留萌消防組合議会議員に指名しました6番、小寺光一君、5番、村上雄也君を当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました6番、小寺光一君、5番、村上雄也君が当選されました。

ただいま北留萌消防組合議会議員に当選されました6番、小寺光一君、5番、村上雄也君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎同意第3号

○議長（村田定人君） 日程第12、同意第3号 羽幌町監査委員の選任についてを議題とします。

逢坂議員は地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

（4番 逢坂照雄君 退場）

○議長（村田定人君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者、副町長、鈴木典生君。

○町長職務代理者（鈴木典生君） 同意第3号 羽幌町監査委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町幸町46番地の12、氏名、逢坂照雄、生年月日、昭和26年9月28日生まれ、71歳。

議会選出監査委員であります平山美知子氏が令和5年4月30日付をもちまして任期満

了となりましたことから、新たに逢坂照雄氏を議会選出監査委員としてご同意賜りたく、ご提案いたすものであります。

既にご承知のこととは存じますが、氏の人格、識見はもちろんのこと、長年培われてきた議員経験の下、監査委員としてご尽力いただきたく、ご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準により省略します。

これから同意第3号について採決します。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号については同意することに決定しました。

（4番 逢坂照雄君 入場）

◎承認第1号～承認第3号

○議長（村田定人君） 日程第13、承認第1号 専決処分の承認について「羽幌町税条例の一部を改正する条例」、日程第14、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」、日程第15、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました承認第1号から承認第3号までの3件につきまして関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和5年5月12日提出、羽幌町長職務代理者、羽幌町副町長。

処分内容は、羽幌町税条例の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同

年4月1日から施行されることに伴い、羽幌町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、令和5年3月31日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例の一部を改正する条例。

以下、条文の改正内容であります。別途お配りしております説明資料、羽幌町税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明をさせていただきます。なお、適用条項の改正や条項の整備などにつきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

初めに、町民税に関するものであります。1、森林環境税の導入に伴う改正であります。令和6年度から森林環境税が賦課徴収されることになりましたことから、所要の改正を行ったものであります。まず、普通徴収の場合であります。均等割を賦課徴収する場合に森林環境税を合わせて賦課徴収し、納税通知書に記載される納付額は森林環境税を合算した金額が記載されることとなります。

次に、給与所得者や公的年金等所得者による特別徴収の場合ですが、所得割額及び均等割額に合わせて森林環境税を賦課徴収することとなります。

次に、2、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化であります。給与所得者の扶養親族等申告書については、給与支払い者から毎年最初に給与の支払いを受ける日の前日までに自己と生計を一にする配偶者や扶養親族の氏名など、必要事項を記載し、給与支払い者を通じて町長へ提出しなければなりません。今回の改正により申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合は、異動がない旨を記載した申告書の提出で済むこととなるものであります。

次に、3、肉用牛の売却による事業所得の町民税の課税の特例であります。課税特例の対象となる免税対象飼育牛の売却が1、500頭以内のときは、その所得に係る町民税所得割額を免除する適用期限を令和9年度まで3年間延長するものであります。

次に、4、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の延長であります。軽減税率の適用期限を令和8年度まで3年間延長するものであります。

続いて、軽自動車税に関するものであります。1、種別割の税率区分の改正であります。3輪以上の特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード等についてミニカー区分から除外するものであり、これにより令和6年度の課税から電動キックボード等に該当する車両につきましては、全て50cc以下の原動機付自転車と同じ税率となります。

次に、2、環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例を改正であります。燃料、排ガス試験に係る不正行為を行った自動車メーカーに対し、当該メーカーを納税義務者とみなし、納税不足額を徴収する際に加算する割合を現行の10%から35%に引き上げるものであります。

次に、3、種別割のグリーン化特例（軽課）の延長についてであります。燃料性能の

優れた3輪以上の軽自動車を新車で取得した場合、初年度の課税を軽減する措置について75%及び50%軽減については令和8年度までの3年間、25%軽減については令和7年度までの2年間延長するものであります。

続いて、固定資産税に関するものであります。1、わがまち特例の追加であります。わがまち特例につきましては平成25年度に導入された制度で、法律の定める範囲内で地方自治体が税の特例措置の内容を条例で定めることができる仕組みのことであります。今回追加するものは、①に記載している全てに該当して長寿命化に資する大規模工事を行ったマンションとなっており、特例措置の率につきましては当該工事が完了した年の翌年度分について3分の1としております。

次に、2、課税標準の特例措置施設の新設に伴う申告関係であります。先ほどご説明いたしましたわがまち特例の追加施設について課税標準の特例施設として追加し、減額に係る申告書に記載が必要な事項を明示するものであります。

改正内容につきましては以上であります。なお、施行期日及び適用に関する経過措置につきましてはそれぞれ附則を設けて定めております。

これで承認第1号の説明を終わります。

次に、承認第2号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

議案を御覧ください。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

令和5年5月12日提出、羽幌町長職務代理人、羽幌町副町長。

処分内容は、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、令和5年3月31日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例。

改正内容の説明をいたしますが、先ほどの説明資料の3ページ、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして改正内容の説明をいたします。なお、先ほどの税条例の改正と同様に適用条項の改正につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

今回の改正につきましては、ほとんどが適用条項のずれに伴うものですが、大きな改正点といたしましては、地方税法附則第15条に規定する課税標準の特例措置に新たに第46項として対象が追加されたものであります。対象は、バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合、この運用に当たり必要な変電、充電設備等の用に供する

土地について供用開始後初めて賦課される年度から5年度間課税標準となるべき価格の3分の1に軽減するものであります。

また、税条例上では改正はありませんが、上位法である地方税法等の改正に伴うものでありますことから、当該特例措置に該当する土地及び変電、充電設備等の償却資産に関しましては固定資産税につきましても同様の軽減措置の対象となるものであります。

なお、施行期日は令和5年4月1日としており、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については従前の例によるとの附則を設けておりますが、先ほどご説明いたしました新たに対象となる部分につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から適用することとしております。

これで承認第2号の説明を終わります。

次に、承認第3号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

議案を御覧ください。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和5年5月12日提出、羽幌町長職務代理人、羽幌町副町長。

処分内容は、羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分するものであります。

処分の日は、令和5年3月31日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例。

改正内容の説明をいたしますが、先ほどの説明資料の4ページ、羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして改正内容の説明をいたします。なお、先ほどの税条例及び都市計画税条例の改正と同様、適用条項の改正につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

初めに、国民健康保険税条例の一部改正に係る部分からご説明いたします。

1、課税限度額の見直しであります。保険税負担の公平性の確保等を図る観点から適宜課税限度額の見直しを行っておりますが、今回の改正は後期高齢者支援金分に係る課税限度額を現行の20万円から22万円に引き上げるものであり、改正により賦課限度額は現行の102万円から104万円に引き上げることとなります。

次に、軽減判定所得の基準額の見直しであります。国民健康保険税においては低所得者に対する保険税の軽減対策として所得に応じて均等割額や世帯別平等割額を7割、5割、2割軽減しておりますが、これら軽減の基準額については消費者物価の伸び等を考慮して

見直すこととされており、今回の改正は軽減判定所得を拡充するものであります。

7割軽減は変更ありませんが、5割軽減と2割軽減の被保険者数に乘じる金額の改正で、5割軽減は28万5,000円を29万円とし、2割軽減は52万円を53万5,000円とするものであります。

次に、3、特例対象被保険者等に係る申告に必要な書類の明確化であります。倒産や解雇、雇い止めなどによる離職を余儀なくされ、国民健康保険に加入する場合、申告により国民健康保険税の軽減を受けることができますが、この際に提示が必要な書類を明確化するものであります。

続いて、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正に係る部分についてご説明いたします。

当町の国民健康保険税につきましては、現行の所得割、均等割、平等割、資産割の4方式で構成される賦課方式から令和8年度に資産割を除いた3方式に変更するため、昨年12月の議会定例会におきまして国民健康保険税条例の一部を改正し、段階的に税額及び税率を変更することとしておりますが、今回課税限度額及び軽減判定所得の基準額の見直しが行われたことから、この2点につきましても改正するものであります。

改正内容は以上であります。施行期日は令和5年4月1日としており、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については従前の例によるもの附則を設けております。

これで承認第3号の説明を終わります。

以上、承認第1号から第3号までにつきましてよろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから承認第1号 羽幌町税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 羽幌町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第2号 羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第3号 羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号

○議長(村田定人君) 日程第16、承認第4号 専決処分の承認について「令和5年度羽幌町一般会計補正予算」(第1号)を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長(大平良治君) ただいま上程されました承認第4号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和5年5月12日提出、羽幌町長職務代理者、羽幌町副町長。

処分内容は、令和5年度羽幌町一般会計補正予算(第1号)であります。

次のページをお開き願います。専決処分書であります。令和5年4月25日付による専決処分であります。

次のページの補正予算書をお開き願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ886万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億9,486万8,000円にするものであります。

今回の補正につきましては、駒井久晃町長のご逝去に伴う町長選挙の日程が決定いたし

ましたことから、選挙の執行に必要な経費を予算化したものであります。

内容をご説明申し上げます。6ページをお開き願います。歳出の2款総務費、町長選挙費において総額633万1,000円の補正は、選挙に係る立会人報酬などのほか、各種事務費となっております。

7ページを御覧ください。13款諸支出金、職員給与費において報酬31万円の補正は、選挙事務に係る会計年度任用職報酬であり、職員手当等222万7,000円の補正は、選挙事務に係る職員の時間外勤務手当などであります。

次の8ページ及び9ページは、給与費明細書となっております。御覧をいただき、説明は省略させていただきます。なお、財源につきましては、全額財政調整基金繰入金を充てております。

以上が専決処分により補正をした予算の内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから承認第4号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分の承認について「令和5年度羽幌町一般会計補正予算」（第1号）は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第27号

○議長（村田定人君） 日程第17、議案第27号 令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者、副町長、鈴木典生君。

○町長職務代理者（鈴木典生君） ただいま提案となりました一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億3,052万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ72億2,539万5,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。歳出の2款総務費、一般管理費において、一般管理業務経費総額600万円の増額は、駒井久晃町長のご逝去に伴う弔慰金並びにお別れの会開催に係る補助金であります。

同じく、企画費において、情報通信基盤施設改修事業総額286万1,000円の増額

は、北海道が焼尻島において施工する砂防工事に当たり、本町所有の光ファイバーケーブル設備等の移設を求められていることから、補償工事として実施するものでありますが、工事請負費相当額につきましては北海道からの補償金で賄われるものであります。

次に、3款民生費、社会福祉費において、価格高騰重点支援給付金支給事業総額3,800万円の増額は、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり3万円を支給するものであり、財源につきましては全額国庫補助金であります。地方創生臨時交付金を充てております。

同じく、児童措置費において、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業総額359万1,000円の増額は、物価高騰の影響を受けている非課税世帯等の低所得者の子育て世帯のうち都道府県等が実施主体となる独り親世帯分以外の子育て世帯に対し、対象となる主に18歳以下の児童1人当たり5万円を支給するものであり、財源につきましては全額国庫支出金で賄われるものであります。

次に、4款衛生費、健康センター運営費において、新型コロナウイルスワクチン接種事業総額2,456万5,000円の増額は、当該ワクチンの特例臨時接種期間の延長に伴う対象者への接種に係る費用であり、財源につきましては全額国庫支出金で賄われるものであります。

次に、7款商工費、商工振興費において、消費活性化対策事業総額5,221万7,000円の増額は、消費の下支えを通じた生活者支援として町民1人当たり8,000円のクーポンを配付するものであり、財源につきましては地方創生臨時交付金を充てております。

次に、9款消防費、災害対策費において、工事請負費324万5,000円の増額は、すこやか健康センターにおける福祉避難所としての環境改善を図るためトイレの洋式化を図るものであり、財源につきましては緊急防災・減災事業債を充てております。

次に、13款諸支出金、職員給与費において、職員手当等4万8,000円の増額は、先ほどご説明申し上げました低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る職員の時間外勤務手当であり、財源につきましては全額国庫支出金で賄われるものであります。

次に、歳入についてであります。国庫支出金や町債など特定財源を増額したほか、不足する財源につきましては財政調整基金繰入金を充てております。

以上が補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第27号について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 確認程度の質問なのですが、9款消防費において改修工事請負費で324万5,000円、これについて場所がすこやか健康センターのトイレ改修ということなのですが、避難所ほかにもあると思います。今後そういった改修工事等は増えていくものなのかどうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時39分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

施設の状況によるのですが、建て替え等々予定されているところについては当然ちょっと我慢していただくこともあると思うのですが、避難所ということで何かあったときの環境改善というのは非常に重要になっておりますので、施設の状況を見ながら必要に応じて改修のところも出てくる可能性もあるというふうには捉えております。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 今の課長の説明で大体分かりましたので、当然避難所も古いところは古くなってきているのかなと思いますし、今回トイレということで時代に合った部分というふうにもなってくると思いますので、今後状況を見ながら改修していただくようお願いいたします。

答弁はよろしいです。

○議長（村田定人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号

○議長（村田定人君） 日程第18、発議第5号 医療問題調査研究特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。医師不足の現状は、抜本的解決がなされないまま深刻な社会問題となっており、新医師臨床研修制度により医師の地域偏在が進み、地域医療が崩壊する危機的状況にあります。議会の立場としても医師不足の解消や離島住民の救急医療など地域医療に係る総合的な調査研究及び要望活動を推進する必要がある、全員の議員をもって構成する医療問題調査研究特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案につきましては全員の議員をもって構成する医療問題調査研究特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました医療問題調査研究特別委員会の正副委員長の互選については、この場において特別委員会を開催し、指名推選により行いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時42分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中の医療問題調査研究特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に10番、平山美知子君、副委員長に3番、阿部和也君であります。

◎発議第6号

○議長（村田定人君） 日程第19、発議第6号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究のため、本日より6月までの間、本議会には必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思えます。なお、派遣する議員については、案件を勘案の上、その都度議長において指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は原案のとおり決定されました。

◎発議第7号

○議長（村田定人君） 日程第20、発議第7号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事項調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は原案のとおり決定されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時46分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（村田定人君） お諮りします。

森淳君から議員の辞職願が提出されています。森淳君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、森淳君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

◎森淳君の議員辞職の件

○議長（村田定人君） 追加日程第1、森淳君の議員辞職の件を議題とします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（渡辺博樹君） 令和5年5月12日、羽幌町議会議長、村田定人様。

羽幌町議会議員、森淳。

辞職願。

このたび一身上の都合により議員を辞職したいので、地方自治法第126条の規定により許可されるようお願い出ます。

辞職年月日、令和5年5月12日。

以上です。

○議長（村田定人君） お諮りします。

森淳君の議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、森淳君の議員の辞職を許可することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（村田定人君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

したがって、令和5年第3回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午前11時48分）